

福岡県公報

平成21年11月25日
第3043号

目次

告示(第1764号 - 第1773号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
公 告			
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	4
看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく福岡県ナースセン			
ターの住所の変更の届出	(医療指導課)	5
公安委員会			
認知機能検査員講習の実施	(警察本部運転免許試験課)	5
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	6
海区漁業調整委員会			
アコヤガイの採補の制限	(漁業管理課)	8

告 示

福岡県告示第1764号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生337	毛利耳鼻咽喉科クリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲513-1	21・11・1
像生132	医療法人 惺光会 城西ヶ丘眼科	宗像市稲元3丁目1-1	21・11・1
筑紫生143	飯野内科	筑紫野市二日市中央4丁目14番23号	21・10・1
粕生歯37	スマレ歯科	糟屋郡粕屋町大字仲原2911-1	21・11・1
粕生歯38	うえだ歯科クリニック	糟屋郡宇美町ゆりが丘1丁目4-6	21・11・1
筑紫生薬69	野間薬局二日市店	筑紫野市二日市中央4丁目15-12	21・10・13
筑紫生薬70	漢方薬局たんぼぼ	筑紫野市大字筑紫7-1	21・11・1
大生薬167	ファミリー薬局 大牟田店	大牟田市天領町1丁目287-2	21・10・1
田川生薬45	ひまわり薬局	田川郡添田町大字添田字猿太郎1114-1	21・11・2

福岡県告示第1765号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京生67	進診療所	京都郡みやこ町光富839	21・9・30
飯生歯132	おおつか歯科医院	飯塚市有安676	21・10・31
嘉麻生薬22	ひかり調剤薬局株式会社	嘉麻市鴨生94番地29	21・10・31

福岡県告示第1766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女生68	医療法人柳育会柳病院	八女市吉田9-10	八女市吉田2番地1	21・10・1
鞍生薬36	平成堂薬局	鞍手郡鞍手町大字中山2264-135	鞍手郡鞍手町大字中山2264-137	21・9・4
田生訪10	リハビリ訪問看護ステーションすばる	田川市大字川宮63-3	田川市大字川宮1352-4	21・8・1

福岡県告示第1767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生マ7	大山純一（マッサージひだまり治療院）	春日市大和町4丁目23-103	21・9・10
像生マ6	松川次吉（ルネサンス東郷治療院）	宗像市東郷4丁目1-21	21・10・22
嘉麻生マ25	古石一孝（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2番地	21・9・1
嘉麻生マ26	濱崎良子（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2番地	21・9・1
嘉麻生マ27	松本敬子（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2番地	21・9・1
北筑後生マ1	油田哲也（まごころマッサージ院）	朝倉郡筑前町野町571-2	21・10・1
京生マ22	徳永正成（アプローチ・リハ 癒楽）	京都郡苅田町京町2丁目8-1-2号	21・11・3
大生柔55	丸野孝興（おおむたシャキットステーション整骨院）	大牟田市久保田町1丁目4番地	21・10・1
柳生柔16	菰方寿成（ことぶき整骨院）	柳川市三橋町白鳥610-2	21・10・16

筑紫生柔44	十亀誠治（むさし整骨院）	筑紫野市紫4丁目1-7	21・9・1
筑紫生柔45	松岡健悟（むさし整骨院）	筑紫野市紫4丁目1-7	21・9・1
筑紫生柔46	森 伸哉（むさし整骨院）	筑紫野市紫4丁目1-7	21・9・1
像生柔29	松岡尚文（ゆうあい整骨院）	宗像市野坂2652-1	21・10・10
古生柔13	平山克彦（レックス整骨院）	古賀市新久保1丁目2-10	21・4・1
古生柔14	水島隆平（レックス整骨院）	古賀市新久保1丁目2-10	21・4・1
古生柔15	小柳裕也（レックス整骨院）	古賀市新久保1丁目2-10	21・4・1

福岡県告示第1768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
春生マ6	後藤幸雄（マッサージひだまり治療院）	春日市大和町4丁目23-103	21・9・9
大生柔53	石橋正基（おおむたシャキットステーション）	大牟田市久保田町1丁目4	21・9・30

直生柔17	高比良安理（整骨院長生庵）	直方市新知町6-48	21・10・15
古生柔5	十亀誠治（レックス整骨院）	古賀市久保364-2	21・4・1

福岡県告示第1769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生マ11	田中義信（訪問マッサージ心）	直方市古町11-25	直方市津田町3-7	21・11・1

福岡県告示第1770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

京 築	県 道	大久保 犀川線	前	京都郡みやこ町勝山大久保210番8先から 京都郡みやこ町勝山大久保210番2先まで	7.2 ～ 9.2	67.0
			後	同上	15.0 ～ 40.0	

福岡県告示第1771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年11月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	大久保犀川線	京都郡みやこ町勝山大久保210番8先から 京都郡みやこ町勝山大久保210番2先まで

福岡県告示第1772号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点設置測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡東区桃園一丁目地内	平成21年11月9日

福岡県告示第1773号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区	平成21年8月28日

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
リセット 伊藤 正	福岡市東区唐原 7-14-9 コムコート唐原 105号	福岡県知事 (1)第08522号 平成19年8月15日	平成21年10月22日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の4第1項

公告

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第14条第4項の規定に基づき、福岡県ナースセンターから住所の変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成21年11月25日

福岡県知事 麻 生 渡

名 称	旧 住 所	新 住 所	変更年月日
社団法人福岡県看護協会	福岡市中央区赤坂一丁目14番5号（財団法人福岡県看護等研究研修センター）	福岡市東区馬出四丁目10番1号（ナースプラザ福岡）	H19・7・18

公安委員会

福岡県公安委員会告示第344号

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）第29条の2第1項に規定する認知機能検査員講習を実施するので、同条第3項の規定に基づき、次のように公示する。

平成21年11月25日

福岡県公安委員会

1 講習の種別

認知機能検査員講習

2 受講対象者

25歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望するもの

3 講習の日時等

講習日（曜日）	時 間	対 象 者
	午前9時00分～午後4時00分	一般受講者

平成21年12月19日（土）

午後1時00分～午後4時00分

伝達補充講習受講済者又は本年4月以降に自動車安全運転センターにおいて、新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修を受講した者（以下「一部免除者」という。）

備考 一部免除者は、午後から講習を受講すること。

4 講習の場所

福岡市南区花畑四丁目7番1号 福岡県警察本部交通部運転免許試験課

福岡自動車運転免許試験場（以下「福岡試験場」という。）

5 時間割、講習項目等

(1) 一般受講者

時間割	講習項目	講 習 内 容	時間（分）
9：00 、 10：30	高齢者と認知症の実態及び基礎理論	認知症の実態と認知症に関する基礎理論 認知症の症状と対応要領	DVDによる 座学講習 90
休 憩			20
10：50 、 11：50	高齢運転者対策の概要	高齢者の交通事故の現状 認知機能検査の導入 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 臨時適性検査の実施 申請による免許取消制度 運転経歴証明書制度	講義 60
休 憩			70
13：00 、 16：00	認知機能検査の実施方法	認知機能検査の実施要領 検査結果の採点基準 検査結果の伝達方法 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	実技 180

	質疑応答及び終了書交付	
講習時間（休憩時間を除く。）		330 (5.5時間)

(2) 一部免除者

時間割	講習項目	講習内容		時間(分)
13:00 、 16:00	認知機能検査の実施方法	認知機能検査の実施要領 検査結果の採点基準 検査結果の伝達方法 認知機能検査の模擬実施 (ロールプレイング) 質疑応答及び終了書交付	実技	180
講習時間				180 (3時間)

6 講習手数料

- (1) 一般受講者 3,850円
(2) 一部免除者 2,100円

7 受講予約、申請手続等

(1) 受講予約

受講希望者は、告示の日から平成21年12月9日（水曜日）までの期間に

住所

氏名

生年月日（年齢）

連絡先電話番号

受講種別（一般又は一部免除）

を明記の上、

〒811 - 1392 福岡市南区花畑四丁目7番1号

福岡県警察交通部運転免許試験課 講習指導係（以下「担当係」という。）

F A X 番号 092 - 566 - 2737

あて、文書の提出又はF A Xによる送信若しくは郵送により、受講の予約を行うも

のとする（電話による予約はできない。）。

なお、文書の提出又はF A Xによる予約については、前記期間内（福岡県の休日

を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前

8時30分から午後5時15分までとし、郵送については、当日消印まで有効とする。

(2) 受講申請手続

受講申請は、福岡県道路交通法施行細則第29条の2第1項の「認知機能検査員講習申出書」（以下「申出書」という。）に、受講種別に応じた手数料額の福岡県領収証紙（以下「証紙」という。）を貼付の上、講習開始前までに福岡県公安委員会（担当係員）へ提出するものとする。

なお、申出書受理後は、理由の如何を問わず手数料の返還は行わず、領収証の発行は、別に定める「終了証」の交付をもって代えるものとする。

8 その他

- (1) 講習を受講する者は、受講を予約した会場において、講習開始30分前までに受講申出手続を行うものとする。
- (2) 講習手数料は、証紙により納付する必要があるため、受講者の責任において事前に購入の上、準備するものとする（証紙のない申出書は、受け付けることができない。）。
- (3) 福岡試験場は、受講日当日は閉庁日のため、会場において証紙の購入はできないことから、領収証が必要な受講者は、証紙購入時にその発行を申し出るなど、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 申出書の住所、氏名及び生年月日については、戸籍上のものを楷書で正しく丁寧に記載するものとし、略字及び略号は、用いてはならないものとする。
- (5) 講習を終了した者については、別に定める「終了証」を交付するものとする。
- (6) 講習手続その他の問い合わせは、電話により担当係に対して行うものとする。

担当係電話番号	092 - 565 - 9493 (内線213)
---------	--------------------------

福岡県公安委員会告示第345号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定す

る警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成21年11月25日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年1月14日（木）から同年1月22日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の

交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成21年12月16日（水）から同年12月21日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（県の休日を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真の貼付及び押印が必要。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

47,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第138号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ（Pinctada fucata）の保護のため、次のとおり指示する。

平成21年11月25日

筑前海区漁業調整委員会

会長 竹井 紀一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

- (1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を移殖してはならない。
- (2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属（交雑種を含む）の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

平成21年12月1日から平成24年11月30日まで。